

漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑

加藤 繁

第一 國家財政と帝室財政との區別

漢代の歴史特に其の財政關係の事項を研究するもの、眼に先づ映じて興味を刺激するのは、當時國家の財政と帝室の財政と區別されたことである。勿論君主專制の古には今日のやうな國家といふ觀念、帝室といふ觀念はない。天下を統治する大權は君主一人に專屬し隨つて天下統治の爲に運轉する財政は君主一人の財政に外ならぬ。併乍ら此れは君主の公的方面であつて、此外に私的方面がある。私的方面とは君主の個人としての生活即ち宮廷の生活であつて、之が爲にも一つの財政が成立し得る譯である。私が此處に國家財政といふのは前者即ち天下統治の爲の財政を斥し、帝室財政といふのは後者即ち天子個人としての生活なり立場なりの爲に運轉される財政を斥す。國家といひ帝室といふのは便宜上現代慣用の言葉を使つたに過ぎないのであつて、或は天子の公的財政私的財政と呼んでもよく、又府中の財政、宮中の財政と名づけてもよい。漢代では此二種の財政が區別せられ、續令其の細目に於ては互に出入したとは言へ、大體に於ては各獨立して運轉された。即ち

天下の收入は國家財政に屬するものと帝室財政に屬するものとに分たれ、支出も亦國家財政に屬するものと帝室財政に屬するものとに分たれた。さうして此れを掌理する機關も亦區別され、國家財政の爲には大司農があり、帝室財政の爲には少府及水衡都尉の設けがあつたのである。後漢以後に至つては全く此の二種の財政を混同してしまつた。稀れに之を區別しようとした傾向がないではないが、漢代の如く顯著なものは遂に見出されぬ。國家財政と帝室財政との間に比較的明白な區別が設けられたことは實に漢の財政の特色と謂つて差支ない。

倍て漢の財政に、如上の區別のあつたことが、何に見えて居るかといへば、先づ史記平準書を擧げなければならぬ。平準書の高祖惠帝時代の事を述べた條に

量吏祿。度官用。以賦於民。而山川園池市井租稅之入。自天子以至封君湯沐邑。皆各爲私奉養焉。不領於天下之經費。

とある。此の文の意味は、吏祿官用即ち國政の費用は、一般人民から出す租稅即ち田租算賦等を以て充て、天子の奉養の費は山川園池市井の租稅並に湯沐の邑の收入を以て充て、封君の費用も亦各其の湯沐の邑の收入を以て之を辦じたといふことに外ならぬ。封君のことは問題外であるから姑く措くとして、國費と官廷費とに對してそれ／＼財源の一定されたことを明白に傳へて居る。此の文は漢書食貨志上にも編入されて居るが、但漢書では市井が市肆と改まり、且つ天下之經費が天子之經費と爲つて居る。天子は傳寫の誤りで天下が

正しいことは、官本漢書の齊召南の按文に見える通りである。次に漢書卷七母將隆傳に隆が上奏して哀帝を諫めた言葉の中に

大司農錢自乘輿不自給共養勞賜共勞養賜壹出少府蓋不自本藏給末用不自民力共浮費別公私示正路也。

とある。又漢書公卿百官表上にも

少府秦官掌山海池澤之稅以給共養。

と見え顔師古の注に後漢の應劭を引いて

應劭曰名曰禁錢以給私養自別爲藏少者小也故稱少府。

と云ひ又顔師古自らも

大司農供軍國之用少府以養天子也云云。

と説明して居る。又同書卷八王嘉傳に嘉が哀帝に上つた上奏の中に

孝元皇帝奉承大業溫恭少欲都内錢四十萬萬水衡錢二十五萬萬少府錢十八萬萬嘗幸上

林後宮馮貴人從臨獸園猛獸驚出貴人前嘗之元帝嘉美其義賜錢五萬中重失人心賞賜節

約中略故少府水衡見錢多也。

と見える。都内錢とは大司農の錢を斥す。大司農の屬僚に都内令といふものがあつて大司農に歸する所の錢を管理する。故に大司農の錢と呼んで都内の錢といふのである。都内と水衡少府と相分れて錢を保管するのは府中と宮中と財政に區別のあつた結果である。

次に漢の哀平二帝及後漢の光武に事へた桓譚の新論にも

漢定以來百姓賦斂一歲爲四十餘萬萬吏俸用其半餘二十萬萬藏於都内爲禁錢少府所領
園地作務之八十三萬萬以給宮室供養諸賞賜。

とある。新論は宋以後佚して傳はらないが右の文は太平御覽卷六百二十七 治道部八賦斂並に王應麟の困學紀聞卷十に引かれて幸に保存されることが出來た。新論と前に擧げた王嘉傳と數字に多少の異同があるが此れは後に改めて論じよう。又矢張漢末から後漢初にかけて生存した衛宏の漢官舊儀下卷にも

民田積菑疇以給經用備凶年山澤魚鹽市稅以給私用。

とある。民田積は下に述べる如く民田租の誤りであらう。菑疇は新墾地から收められるもので矢張地稅の一種である。經用は平準書に天下之經費とあるに一致すること申すまでもない。衛宏が所謂經用の財源として民田租菑粟だけを擧げたのは地稅が其の財源中最主要なものであるからであつて田租菑粟以外に財源がない爲ではない。私用は平準書の私奉養母將隆の共養勞賜等に該當する。又後漢末年の人ではあるが應劭の漢官にも

王者以租稅爲公用山澤陂池之稅以供王之私用續漢書百官志註に引く所に據る
とあり漢官儀にも

田租菑粟以給經用凶年山澤魚鹽市稅少府以給私用也上同

とある。漢官儀の文は恐らくは衛宏の漢官舊儀に據つたものであらうが彼れに田積とあ

るのが此れには田租となつて居る。此れは勿論田租が正しいので、漢官儀の文に依つて漢官舊儀の誤を正すことが出来る。其れと同時に官儀には單に凶年とあり舊儀には備凶年とあるが、此れは舊儀の方が正しいこと論ずるまでもない。

註(一) 太平御覽に引かれた新論の文と困學紀聞の其れとは大體は同一であるが、一つ二つ文字の異同がある。本文に引用したのは御覽の新論である。紀聞の方には漢百姓賦斂とあつて、定以來の三字を除き、又園地作務として、務の下の之を去つて居る。

註(二) 漢官舊儀は原と漢舊儀と名づけられた。宋末以來漢官舊儀と呼ばれ、後遂に散佚したが、其の殘缺本二卷が永樂大典に載せられ、其れが更に武英殿聚珍版に收められ、矢張漢官舊儀と標題されて居る。此の漢官舊儀が果して衛宏の漢舊儀かどうかには就いては疑を挿む人もあるが、私は四庫全書總目(卷六十八)の說に従つて衛宏の作と認める。

以上列舉した資料は孰れも漢代に於て國家財政と帝室財政、言葉を換へて言へば天子の公財政と私財政とが區別され、其の財源もそれ／＼一定されたことを示すものである。就中衛宏の漢官舊儀より前のものは、漢代に生存し斯かる制度の行はれるのを親しく目撃耳聞した人の手に成つたもの、若しくは左様なものを材料として編述されたものであるから、大體に於ては十分信憑することの出来る重要な記録である。即ち漢の中葉の司馬遷、末葉の毋將隆、王嘉、漢末から後漢初に亙つた桓譚、衛宏並に後漢官撰の正史とも云ひ得べき漢書等が悉一致する以上、國家財政と帝室財政とを區別することが、前漢一代を通じた財政上の大原則であつたことは疑を納れぬ。

漢代に於ける二種の財政の區別に就いては、近頃は一向説かれぬやうであるが、古の學者には間々注意した人があつたので、上に掲げた史記平準書の文は、通典食貨典賦税上の部にも引かれ、文獻通考征權考雜賦斂の條及國用考歷代國用の條にも引かれ、冊府元龜(卷四百、經計部)などにも引かれ、又桓譚の新論は前に述べた如く太平御覽及困學紀聞等に引かれて居る。又元の王惲の玉堂嘉話(卷五)にも

漢少府掌山海陂澤之稅。以備天子私奉。大司農掌國貨。以供軍國之需。

と云ひ、元の朱禮の撰と傳へられる漢唐事箋(卷一)にも殆右と同様の文が見える。併乍ら一步を進めて帝室財政の細目に立入つて考究したものはないやうである。私は此れから帝室財政の收入・支出機關の三端に就いて少しく調べて見たいと思ふ。

第一一 帝室財政の收入

一 山澤の稅

山澤に於ける租稅の目的物としては先づ山林を擧げることが出来る。當時山林を經營し、多くの材木を伐り出して利益を得たものゝあつたことは、史記平準書に富の資源を列舉した中に

山居千章之材(中)、淮北常山已南河濟之間、干樹萩(索隱曰：中、畧、樂、彦、云。萩、梓木也。可以爲織者。)

などあるに依つても想見される。此れに對しては其の收益に應じて相當の稅を課したと

認めて差支あるまい。漢書地理志上蜀郡嚴道縣の條に

有木官^(四)

とある。嚴道縣(今の四川省建昌) 道雅安縣の西には邛來山といふ、かなり著名な山があるから此の木官といふのは恐らく邛來山地方から伐り出す材木の課税を掌る役人であらう。

註(三)

千章之材の材に就いて史記集解には徐廣曰一作楸。圖案章昭曰楸木所以爲轅。音秋とある。

又漢書貨殖傳には千章之萩に作り、註に孟康曰萩任方章者千枚也。師古曰「大材曰章、中畧、萩即樹字也。(下畧)とある。顧ふに材の字は材又は萩若しくは萩に作られ、漢書の作者は萩の字を取つたのである。此れは山居千章之材の次に安邑千樹棗、燕秦千樹栗云とあつて棗栗など總べて固有名詞が並んで居るところから、千章之材の場合にも萩といふ固有名詞が正しいと判断した結果であらう。併作ら、若し左様とすれば、本文に引いた如く、下に淮北云云千樹萩とあるのと重複する。且つ山居千章之材の一句は樹木の事を述べる最初に置かれ、さうして山居といふ言葉は安邑、燕秦の如き特定の地名でないことも注意しなければならぬ。私は此の一句を以て、山林の巨材が莫大な富を形作つたことを概括的に喝破したものと解釋し、隨つて材に作るのが正しいと認めるのである。

註(四)

嚴道縣の木官に就いて、王先謙の漢書補註に、王念孫の讀書雜誌と周壽昌の漢書注校補を引いて、王念孫曰木官當作橋官。劉都賦注可證。下文巴郡胸忍魚復二縣並云有橋官。周壽昌曰宋洪邁容齋隨筆續集。於漢郡國官條內引此。木官而別引胸忍魚復之橋官、足證宋本此處本作橋。非橋字脫寫。劉注或因胸忍魚復之橋官誤引耳。とある。私は周壽昌に従つて木官を正しいと見るのである。

材木の外山澤の産物として頗著しいものがある。其れは礦物である。史記貨殖列傳に

依れば巴蜀の丹沙銅鐵、豫章の黃金、長沙の連錫、章山の銅等は當時有名の産物であり、尙ほ銀銅鐵は諸所から産出したやうである。巴蜀の寡婦清といふ者の祖先は丹穴を得て、鉅萬の富を積み、清に至つて能く其業を守り、秦の始皇帝に厚く遇せられたことが同じく史記の貨殖列傳に見えて居る。又邯鄲の郭縱、蜀の卓氏、程鄭宛の孔氏、曹の邴氏が戰國の末頃鐵冶を以て富を致したことが同じ列傳に見えるが此の人々は孰れも鐵の採掘と製煉とを併せ行つたものであらう。又漢の武帝の時大農丞に登用された孔僅は、南陽の大冶即ち鐵の製造販賣を行ふ大商人であつたのであるが、此外にも鐵に依つて富を爲したものは、漢代に澤山あつたやうである。此等諸礦物の採掘製煉者に對しては、それ／＼相當の税を取立てたことと考へられるが、其税には採掘する所の礦物其物を以て充てたことは、後世の例に照らして推測し得られる。史記平準書の武帝が皮幣白金を造る條に

是時禁苑有白鹿。而少府多銀錫。

とある。此銀錫の中には諸侯王から貢物として獻上したものもあらうが、礦山の税として取立てられたものが寧ろ多かつたであらう。錢の鑄造は後にも説く如く、初は少府の所管に屬し、後には水衡都尉の屬僚たる鍾官令、鍾官丞、辯銅令、辯銅丞の任務に歸したのであるが、斯く少府水衡が錢の鑄造を行つたのは、錢の原料たる銅が礦山の税として少府水衡に收まつた爲に外ならない。以上の外今一つ山澤の産物として課税の目的と爲り、且つ帝室の大財源と爲つたものは鹽である。武帝の時孔僅と共に大農丞に登用された東郭咸陽は齊の

大煮鹽即ち鹽の大製造業者であつた。當時煮鹽の富豪の多かつたことは史記平準書に

富商大賈(中略)冶鑄煮鹽財或累萬金。

とあるに依つても知られる。此等製鹽業者は其製造高に依つて一定の税を納めたこと、思はれる。さうして其の税が帝室財政の收入として少府に歸したことは前にも引いた如く漢官舊儀に山澤魚鹽市税以給私公用とあつて特に鹽字の點出されてあるに依つて明である。鹽には山鹽池鹽井鹽海鹽等の種類があつて精密に言へば山澤ばかりの産物でないが、便宜上此處に一括して述べる。

倍て鹽と鐵とに就いては別に少しく説明を費さねばらぬ。此の二つの物は漢の武帝以來政府の專賣に歸し、元帝の時一たび廢止せられたけれども、用度不足の爲に忽ち復舊せられた。此れは隠れもない事柄である。併し武帝の改革以前には鹽鐵の採取製造は民業として行はれ、官は唯之より一定の税を徴し、其の税を少府に收めたのである。漢初並に秦更に溯つては齊の鹽鐵の制度に就いては學者の間にいろ／＼議論があつて、中には齊の管仲先づ鹽鐵の專賣を行ひ、秦に至つて復之を行ひ、漢初に於ても之を行つたとすら説く人があるが、私は内田文學博士の鹽鐵論に就いてと題する論文(京都法學會雜誌第九卷及第十卷に互る)に述べられた所が最妥當であると考へる。内田博士は管仲が鹽鐵の專賣を實行したといふのは、徵證不十分にして未信じがたく、秦に於ては益專賣制度の存在を認め難く、漢初に至つては明に專賣の制度が存在しなかつたと説かれた。私は此の説に賛成するものである。齊の事は本論

文に關係が薄いから姑く措いて秦並に漢初に於ては、鹽鐵專賣の制度が存在せず、民は自由に鹽鐵の採取製造を行ふことが出來たと認めて差支あるまい。内田博士は、秦が鹽鐵の專賣を行つたといふ論者の據所とする、漢書食貨志の董仲舒の言、至秦田租口賦鹽鐵之利、二十倍於古云云。を引いて所謂鹽鐵之利は必しも專賣と斷定し難いことを説かれ、更に鹽鐵論禁耕篇に異時鹽鐵未籠、布衣有胸、胸、吳王皆鹽鐵初議也とあるを引いて、秦時全國を通じて一般に鹽鐵專賣の制度を行つたものと想像し難いことを提唱せられたが、尙ほ史記平準書の卓氏、程鄭、孔氏等の記事も參考の値がある。此等の人々の事は上文にも一言したのであるが改めて原文を抄録しよう。

蜀卓氏之先趙人也。用鐵冶富。秦破趙、遷卓氏。卓氏見虜、畧獨夫妻推輦、行詣遷處。諸遷虜少有餘財、爭與吏求近處。處葭萌。唯卓氏(略中)乃求遠遷、致之臨邛。大喜。即鐵山、鼓鑄、運籌策、傾滇蜀之民、富至僮千人。(略下)

程鄭山東遷虜也。亦冶鑄。買椎髻之民。富埒卓氏。俱居臨邛。

宛孔氏之先梁人也。用鐵冶爲業。秦伐魏。遷孔氏。南陽大鼓鑄。規陂池。連車騎。遊諸侯。(略下)

右の卓氏、程鄭、孔氏は孰れも秦の虜と爲つて秦の國內に遷された後、鐵冶を以て富を致した人々である。其時代は明白ではないが、秦が盛に趙魏其他の山東諸國を攻伐した頃であるから、戰國の末葉と見て宜しからう。就中孔氏は南陽に遷されたとある。南陽といふ土地は二つあるが、一つは秦漢の河内郡の地で、秦の始皇の時南陽の名を河内と改めたのである。

一つは秦漢の南陽郡である。孔氏の遷された南陽は漢の孔僅の出でた南陽と同じ土地と思はれ、孔僅の出でた南陽は南陽郡であるから、孔氏の其れも南陽郡と解してよからう。南陽郡は秦の昭襄王の三十五年に始めて置かれたのであるから、孔氏が南陽に遷されたのは、昭襄王三十五年以後でなければならぬ。昭襄王の三十五年は始皇の元年を距ること二十四年前、始皇の海内統一即ち其の二十六年を距ること四十九年前である。故に孔氏は昭襄王の末年から始皇の初年に互つた時期に南陽に遷され、鐵冶に依つて大富豪と爲つたのであつて、此の期間に於て、秦に鹽鐵專賣の制度が存在せず、其の製造が民の自由に委せられたことは疑を納れない。此れは勿論、秦が天下統一の後、鹽鐵の專賣を行はなかつた證據にはならないが、併し統一後、其の專賣を行つたといふ何等の明證がなく、さうして一方統一に接近した時期まで專賣を行はなかつた徵證が存在する以上、秦は統一以後に於ても鹽鐵專賣の制度を施行しなかつたものと假定して差支あるまい。それから漢代に及んでも、其の初期に於ては、鹽鐵の製造は依然民業として行はれた。此れは内田博士も引かれた如く鹽鐵論錯幣篇に

大夫曰、文帝之時、縱民得鑄錢、冶鐵、煮鹽。
とあり、又同書非鞅篇に

文學曰、蓋文帝之時、無鹽鐵之利、而民富。今有之、而百姓困乏。
とあること、並に武帝が專賣制度を樹立しようとする初に登用した東郭咸陽、孔僅の二人が

鹽鐵の大製造業者であつたことなどに照らして明白である。要するに漢初以來武帝の改革までは、秦の遺制を承けて鹽鐵の製造は民間に於て行はれたのである。さうして其の税は所謂山澤の賦の一部として、否々寧ろ其の最主要なものとして、少府に收められたのである。桓寬の鹽鐵論を觀るに、禁耕篇に

吳王專山澤之饒。薄賦其民。

とあり、非鞅篇に

昔商君(中略)外設百倍之利。收山澤之稅。國富兵強。

とあるが此の山澤は孰れも鹽鐵を斥して居る。又錯幣篇の

山澤無征。則君臣同利。

の山澤禁耕篇の

大夫曰。山海有禁而民不傾。

の山海も同様である。蓋鹽と鐵との二つが山澤の産物の中、最主要なものであるところから、山澤山海などいふことを殆鹽鐵の二字と同様に使用したのであつて、隨つて鹽鐵の税が所謂山澤の賦の中、最重きを爲すものであつたことは疑を納れない。武帝が鹽鐵の專賣を斷行した年月は史記漢書の武帝本紀には記されて居ないが、史記平準書並に同書匈奴傳、漢書武帝本紀等の記事を綜合して考へるに、元狩四年と認めてよいやうである。平準書には年號を擧げないで、記事の間に其明年とか其後何年とか斷つて居るばかりであるが、鹽鐵專

賣前後の記載を抄録すると次の如くである。

其明年山東被水。舊民多飢乏。於是天子遣使者。廬郡國倉廩以賑貧民。猶不足。又募豪富人。相貸假。尚不能相救。乃徙貧民於關以西。及充朔方以南新秦中。七十餘萬口。衣食皆仰給縣官。數歲假予產業。使者分部護之。冠蓋相望。其費以億計。不可勝數。於是縣官大空。而富商大賈。或踣財役貧。轉穀百數。廢居居邑。封君皆低首仰給。冶鑄羨鹽。財或累萬金。而不佐國家之急。黎民重困。於是天子與公卿議。更錢造幣以贍用。而摧浮淫并兼之徒。是時禁苑有白鹿。而少府多銀錫。(略)有司言曰。古者皮幣。諸侯以聘享。金有三等。黃金爲上。白金爲中。赤金爲下。今半兩錢。法重四銖。而姦或盜摩錢裏取鎔。錢益輕薄。而物貴。則遠方用幣。煩費不省。乃以白鹿皮方尺。緣以藻績。爲皮幣。(略)又造銀錫爲白金。(略)令縣官銷半兩錢。更鑄三銖錢。文如其重。盜鑄諸金錢罪皆死。而吏民之盜鑄白金者。不可勝數。於是。以東郭咸陽。孔僅爲大農丞。領鹽鐵事。桑弘羊以計算用事侍中。咸陽齊之大煮鹽。孔僅南陽大冶。皆致生累千金。故鄭當時進言之。弘羊雒陽買人子。以心計年十三侍中。故三人言利事析秋毫矣。法既益嚴。吏多廢免。兵革數動。民多買復。及五大夫。徵發之士益鮮。於是除千夫五大夫爲吏。不欲者出馬。故吏皆通適。令伐棘上林。作昆明池。其明年大將軍驃騎大出擊胡。得首虜八九萬。級賞賜五十萬金。漢軍馬死者十餘萬匹。轉漕車甲之費不與焉。是時財匱。戰士頗不得祿矣。有司言。三銖錢輕易姦詐。乃更請諸郡國鑄五銖錢。周郭其下。不可磨取鎔焉。大農上鹽鐵丞孔僅咸陽言。山海天地之藏也。皆宜屬少府。陛下不私以屬大農佐賦。願募民自給費。因官器作煮鹽。官與牢盆。浮食奇民。欲擅管山海之貨。以致富羨。役利細

民其沮事之議不可勝聽敢私鑄鐵器煮鹽者鈇左趾沒入其器物郡不出鐵者置小鐵官便屬
在所縣使孔僅東郭咸陽乘傳舉行天下鹽鐵作官府除故鹽鐵家富者爲吏(略中)

右の文に依れば使者を遣はして山東の水畜を救助した事皮幣白金を爲り且つ三銖錢を鑄た事東郭咸陽孔僅が大農丞に登用した事昆明池を作つた事は皆同年に行はれさうして大將軍衛青驃騎將軍霍去病が匈奴を伐つて首虜八九萬級を得た事五銖錢を鑄た事孔僅咸陽か愈鹽鐵專賣を建議した事等は總べて其の明年に至つて行はれたことになる。其の所謂明年即ち匈奴を征伐した年は何年であつたかと言ふに史記集解には徐廣曰元狩四年也と述して居る。衛青と霍去病と路を分つて匈奴の大討伐を行つたのが元狩四年であることは史記匈奴傳及漢書武帝本紀の一致するところであるから此の徐廣の解釋は確實と認め得る。果して左様とすれば孔僅咸陽が鹽鐵の專賣を建議したのは元狩四年であつて二人が大農丞に任ぜられたのは其の前年たる元狩三年であつたと見なければならぬ。然るに右平準書の文に於て孔僅咸陽の任用と同じく匈奴征伐の前年の事として記された皮幣白金の一件は漢書武帝本紀では匈奴征伐同様元狩四年の條に載つて居る。之に就いて梁玉繩の史記志疑卷十には

案此所云明年者(其明年大將軍驃騎)乃元狩四年也但上文言是歲造皮幣白金是四年事則此明年誤矣

と云ひ大將軍以下を明年とするのは誤りて其の前も後も總べて元狩四年の出來事と解釋

した。漢書食貨志には右平準書の文を殆其儘編入して居るが、王先謙の漢書補註には

先謙曰武紀擊胡事與造白金皮幣俱在元狩四年似不應分敘大氏造金幣之議觀於三年成於四年故紀志異也。

と云ひ平準書並に食貨志の所謂明年を保存して居る。平準書の文を檢するに初に有司の皮幣白金使用の建議を載せ次に三銖錢を鑄たことを擧げ終に盜鑄諸金錢罪皆死而吏民之盜鑄白金者不可勝數と言つて居る。故に此時有司が皮幣白金の建議をしたのみならず此の二者並に三銖錢を製造施行したやうである。併乍ら事件の發生を叙する際に其後の成行をも併せて述べることは漢文に於て屢用ひられる筆法であるから、右の文に依つて皮幣の製造には相當の準備を要することであるから、其の建議と實施との間には若干の隔たりのあるのが當然である。随つて王先謙の如く皮幣白金の實施は元狩四年で、其の建議は前年であつたと見るのが實際に適合する解釋と謂ふべきである。又昆明池を作つたことは、平準書では元狩三年に當るが、漢書武帝本紀に於ても同様である。又平準書には三銖錢の鑄造も元狩三年と爲つて居る。所謂其明年、即ち元狩四年の條には三銖錢を廢して五銖錢を鑄たことが明言されてあるから、三銖錢の鑄造が元狩四年でないことは疑を納れぬ。随つて此れも元狩三年の出來事と認めてよい。又前文の最初にある山東水菑救助の事は、武帝本紀では元狩四年冬の條に掲げられて居て、平準書と一致しないが、元來漢は國初以來秦

制を承けて十月を以て歲首とし、武帝の太初二年に至つて始めて之を改めて、正月を歲首とすることゝしたのであるから、元狩四年には猶ほ十月から新年となつたのである。故に冬は歳の初で秋は歳の暮である。水害は夏が秋に起ることが多いから、此の山東の水害も夏か秋即ち元狩三年に起り、冬即ち元狩四年の初に至つて其の救助の手段が講ぜられたであらう。そこで武帝本紀には四年の條に其の救助の事を掲げ、平準書は三年の條に水害の起つたこと並に其の救助の次第を述べたのであらう。要するに山東の水害、皮幣白金使用の建議、三銖錢の鑄造並に昆明池を作つたことは孰れも平準書の記載の通り、元狩三年の事と見るべきであつて、隨つて大將軍の上に冠せられた其明年の三字は誤謬でない。即ち史記志疑の作者の如く此の三字を抹殺して其の前後の記事を一括して悉く元狩四年の出來事と見るべきでない。若し志疑の作者の説が正當であるならば、東郭威陽孔僅の任用も皮幣白金や昆明池や其外いろいろの事件と共に元狩四年に係かり、二人が鹽鐵專賣の建議をしたのと同年の出來事となるのであるが、既に其の正當でないことが明になつた以上は、平準書の記載を信憑して二人の任用を元狩三年とし、專賣の建議を翌四年としなければならぬ。(註)

斯く二人の任用と專賣の建議との間に一年の差あるのは一應注意すべきことである。二人が其の長官たる大司農に依つて上言した建議には、上に引いた如く、山海天地之藏也、皆宜屬少府。陛下不私。以屬大農。佐賦。願募民自給費。因官器作煮鹽。云云とある。此の天地の藏といふのは人主の藏といふのと同様である。人主は天に代はり地に代はつて民を治めるもの

であるから、天地の藏は即ち人主の藏と見て差支ないのであらう。鹽鐵論禁耕篇に家人有寶器、尚猶柙而藏之。況人主之山海乎とあるが、通典卷十には之を引き、終の一句を況天地之山海乎に作つて居る。此れは恐らくは本に依て或は人主に作り或は天地に作つた爲めであらうが、斯く二様に作られたのは人主と天地との二つの言葉が互に通用された結果と察せられる。偕て右の文の意味は下のやうである。山海は天地の藏、即ち人主の藏である。山海の産物は本來少府に屬すべきもの、鹽鐵も勿論少府に屬すべき者である。然るに陛下はこれを私せずして大司農に屬せしめ、天下の經費の佐けとせられる。就いては、願はくば、從來の制度を改めて斯くの方法に依つて此の二つのもの、專賣を行ふことゝ致したいと。此れを更に立入つて解釋すれば、鹽鐵の收入は本來少府に屬すべきものであり、且つ近頃まで少府に屬して居た。然るに最近に至り、陛下は國費を佐ける爲に鹽鐵の收入を少府から大司農に移された。即ち此れまで帝室財政に屬したのを國家財政に屬することに改めた。既に斯かる非常手段を取つて財政上の危機を救はうとせられるならば、更に進んで一大改革を行ひ、從來の課税制度を罷めて專賣を斷行するのが最得策であるといふに歸着する。此れを孔僅、咸陽の二人が此の建議より一年前に大司農の丞に登用せられたことに結附けて考へるに、蓋元狩三年に於て鹽稅の收入を少府から大司農に移し換へ、且つ鹽鐵の事に精通して居る孔僅、咸陽の二人を民間から登用して其の事務を掌らしめたものと受取られる。さうして其の翌年に至つて始めて二人から專賣の議を建言したのである。鹽鐵

の專賣は二人の創意で、元狩四年二人が之を建言するに至つて始めて朝廷の問題と爲つたかどうかは疑問である。前に屢引いた如く平準書の文にも富商大賈(中)治鑄煮鹽財或累萬金而不佐國家之急。黎民重困。とあつて、當時鹽鐵の製造は非常に有利な事業で、之が爲に富を致すものが多く、而も彼等は私利を貪るばかりで國家の急を顧みなかつた。此の情形は當路者を驅つて何等かの方法に依つて鹽鐵業者の利を奪ひ、府庫の匱乏を救はうといふ考を起さしめたやうである。故に二人が大農丞に任ぜられた時既に鹽鐵專賣若しくは其れに近い制度を主張するものがあつたかも知れぬが、假令あつたとしても、まだ朝廷の成議と爲り、天子の裁可を仰ぐまでにも至らなかつたことは略明である。さればこそ翌年二人の上言に浮食奇民、欲擅管山海之貨、以救富羨、役利細民、其沮事之議、不可勝聽、と云ひ鹽鐵を業とする富豪、當時侮り難い潛勢力を持つて居た富豪の反對に動かされぬことを特に請うたのである。併乍ら、兎に角鹽鐵制度に一大改革を行つて新しい財源たらしめようといふことだけは、鹽鐵税の所屬變更と略同時に決定したので、其の爲に東郭咸陽と孔僅とが、商人の身分であるにも拘はらず召出されたであらう。是に於て二人はいろ／＼考究した末、翌元狩四年に至つて專賣の成案を得、大司農に依つて上奏した。此の元狩三年二人登用の際から翌四年專賣制度の上奏され許可實施されるまでは、鹽鐵收入の所管が少府から大司農へ移されたわけで、從來の方法に依つて其租税の徴收が繼續されたことと考へられる。尙ほ專賣の建議が元狩四年であることは平準書に依つて明であるが、其の實施も同年であるか

どうかは詳でない。平準書には建議の事を述べた續に孔僅等が傳に乗じて天下の鹽鐵を舉行し、官府を作り、鹽鐵家の富めるものを吏としたとあるが、蓋二人の建議は間もなく採擇せられ、二人は直に其の實施に着手したのであらう。即ち專賣の實施が全國に亘つて完成されるまでには相當の年月を要したであらうが、其實施に着手したのは元狩四年と認めて差支あるまい。以上叙述する所は稍多岐に亘つたが、畢竟鹽鐵の税は專賣制度採用の前年即ち元狩三年までは少府に屬し、此年移されて大司農に屬し、帝室の收入から除かれて政府の收入に編み込まれたことは、平準書の文に依つて十分に認められるのである。更に漢書公卿百官表上、大司農の條を觀るに、其の屬僚に幹官長、幹官丞といふものがあつて、

初幹官屬少府、中屬主爵、後屬大司農。

と出て居る。幹官の職掌に就いては注に

如淳曰、幹、音筭。或作幹、幹主也。主均輸之事。所謂幹鹽鐵而榷酒酤也。晉灼曰、此竹箭幹之官長也。均輸自有令。師古曰、如說近是也。縱作幹、讀當以幹持財貨之事耳。非謂箭幹也。

とあつて稍明白を缺いて居る。顧ふに箭幹を掌る官が大司農に屬すべき筭はないから、晉灼の説は從ひ難い。寧ろ如淳師古の説が妥當であらう。特に如淳の幹鹽鐵而榷酒酤也の一句が最肯綮に中つて居るやうである。幹と筭とは當時音義俱に同一であつたのだが、平準書には

桑弘羊爲大農丞、筭諸會計事。

と云ひ、又

初大農筦鹽鐵。官布多。

と云ひ、當時財賦會計を掌ることに特に筦字を用ひたやうであるから、筦と同音義の幹字を冠した幹官の名の下に鹽鐵の税を取扱はしめたのは、異しむに足らないことである。百官表の本文に依れば、幹官は初に少府に屬し、中ごろ主爵に屬し、後大司農に屬したとある。蓋幹官は原と専ら鹽鐵の税に關する事務を掌つたのであらう。此の時期には鹽鐵の税は帝室財政に屬して居たから、幹官も亦帝室財政の機關たる少府に隸屬し、後鹽鐵の收入が國家財政に移されるに及んで、幹官も亦大司農に隸屬することに改められ、遂に鹽鐵の外、均輸や酒專賣の事務までも併せて管理するに至つたのであらう。中ごろ主爵に屬したといふのは一寸訝しいやうであるが、必しも左様でない。主爵は主爵中尉の略稱であるが、景帝の中六年都尉と改められ、武帝の太初元年更に右扶風と改められ、左馮翊、京兆尹と併せて三輔と名づけられた。故に幹官が鹽鐵制度改革の際主爵に移されたとすれば、主爵といはずして都尉といふべきであるが、都尉と言へば他に護軍都尉、奉東都尉など紛はしい官名があるから、混雜を避けて主爵といふ舊い名稱を用ひたのであらう。此の官は右扶風の地を治める行政官である。幹官を少府から直に大司農に移なかつた理由は、恐らくは下のやうであらう。鹽鐵改革の初大司農には特に鹽鐵丞といふものを置いて、孔僅、咸陽を以て之に充てた。平準書には二人のことを初には大農丞と云ひ、後には鹽鐵丞と云つて居る。鹽鐵論、刺權篇

にも鹽鐵丞とある。漢書百官表大司農の條には長官の下に兩丞を置くことが見える。さうして鹽鐵丞といふものは全く見えない。此の長官の下に置かれる定員二人の丞こそ即ち大農丞である。大農丞は長官を輔佐する役で、今の官職で言へば次官秘書官を兼ねたやうなものであらう。願ふに孔僅咸陽を登用する時正規の大農丞は別にあつたであらうが、二人の任務が重いので特に大農丞の待遇を與へて、専ら鹽鐵の事を掌らしめ、名づけて鹽鐵丞と呼んだのであらう。斯く大司農の方には鹽鐵専門の立派な役人があつたのだから、少府の幹官を大司農に移す必要はなく、さうして主爵の管轄地域に於ては鹽鐵事務が他よりも比較的繁多であつたから、取敢へず幹官を主爵に屬せしめたのであらう。漢書地理志に依るに、京兆尹の所管中鐵官を設けたのは鄠縣だけであり、左馮翊に於ては夏陽一縣であるが、右扶風即ち主爵の所管では雍漆の二縣に鐵官が設けられてある。主爵の所管に於て鹽鐵事務の稍繁多であつたことは此れに依つても想見される。さうして鹽鐵丞の設けは一時の事で、僅咸陽の二人だけに止まり、二人が專賣制度を樹立して其功に依つて更に高い官職に陞つてからは、再び鹽鐵丞の任命を見なかつたやうである。幹官が主爵から少府に移されて鹽鐵の事務を統べることゝ爲つたのは此の時期の事であらう。要するに幹官の所屬の轉々變更されたのは鹽鐵制度の更改に伴つて起つた副産物であらう。

(註五) 荀悦の漢紀(卷十三)には咸陽孔僅の任用も二將軍匈奴征伐も俱に元狩四年として居る。資治通鑑(卷十九)も同様である。私は之を否認すること申すまでもない。

二 江海陂湖の税

漢書百官表には少府掌山海池澤之税とあり、漢書元帝本紀初元元年四月の詔には

江海陂湖園池屬少府者云云。

の語がある。江海陂湖等總べて水の聚つた場所は原則として少府に隸屬し、少府は之に對して租税を取つたものと思はれる。其の租税は何業者から徵收されたかと言へば主として漁業者であらう。今後漢書の中に編入されて居る、晋の司馬彪の續漢書百官志には

凡郡國(中)有水池及魚利多者置水官主平水收漁稅。

とある。即ち漁業の收益ある場所には水官を置いて漁業者から租税を取らしめたのである。此れは後漢の制として記されたものではあるが、後漢は大抵前漢の制度を踏襲したので、だから此れも前漢以來の制度と見て差支ない。水官とは都水官即ち都水令若しくは都水長並に都水丞を斥すのであつて、此等の官は其の所管内の漁税を收めて少府に奉つたであらう。陂湖河川に於いては、魚類の外、鴈鴨等の水禽を捕獲することも、亦頗有利の仕事であるが、此れに對しても、恐らくは相當の税をかけたであらう。又海には特に海租といふもの設けがあつたので、漢書食貨志上には

大司農中丞耿壽昌曰善爲算能商功利得幸於上五風中(中)自增海租天子皆從其計。

と云ひ、宣帝の時海租を増したことを載せて居る。海租が海に於ける漁業税であつたこと、並に五鳳以前にも嘗て増税されたことは、此時御史大夫蕭望之が宣帝を諫めた言葉に

故御史屬徐宮家在東萊言往年加海租魚不出(略中)夫陰陽之感物類相應萬事盡然(略下)
とあるに依つて知られる。尙ほ海租が主として今の山東北岸即ち當時の東萊郡地方に行はれたことは此の地方が齊以來海産物を以て有名であつたこと並に右蕭望之の言葉に東萊云とあるに依つて推察される。漢書平帝本紀元始元年六月の條に

置少府海丞果丞各一人。

とあるが此の海丞は注に師古曰海丞主海稅とあるが如く海稅即ち海租に關する事務を統べるものであつたらう。

三 園の稅

山川園池の園とは何であるか。園は本來樹木特に果樹を植ゑ周圍に垣をめぐらした場所を斥す言葉であるが後には瓜瓠蔬菜を植ゑた土地をも併せて謂ふやうになつた。尙ほ亭榭を建て花木を陳ねた別莊風の土地を園と呼び又天子諸侯王の墳墓の在る所を園と呼ぶこともあるが此處に謂ふところの園は上に舉げた樹木蔬菜の類を栽培する土地即ち今日の園藝地を斥したものである。漢代に於ては園藝も頗發達して居たやうで史記貨殖列傳には富の源泉たる各地の産物を舉げて

略上安邑千樹棗燕秦千樹栗蜀漢江陵千樹橘淮北常山已南河濟之間千樹萩陳夏千畝漆齊魯千畝桑麻渭川千畝竹及名國萬家之城帶郭千畝畝鍾之田若干畝卮茜千畦薑韭此其人皆與千戶侯等然是富給之資也。

と云つて居る。右の中一二園藝に屬しないものもあるが、兎に角此れに依つて果樹蔬菜の類の栽培が盛に行はれ、且つ其れが頗有利の業であつたことが想見される。此の果樹蔬菜類を栽培する所の所謂園に對しては、一般の耕地即ち田とは違つた特殊の税法を施し、其の收入は舉つて少府へ收められたであらう。但し其の税法がどんな仕組であつたかは全く分らない。漢書地理志上、巴郡の胸忍縣(今の四川省東川道雲陽縣)及魚腹縣(同上奉節縣)の條には

有橘官。

とあるが、此れは勿論此の地方に産する橘の税を掌る爲、特に設けられたものであらう。又前章に引いた桓譚の新論には少府所領園地作務之、八十三萬萬とある。作務之三字の意味は明でないが、併し此の文の趣意が園地から八十三萬萬の租税が舉がり、其れが少府へはいつたことであるのは争はれない。然らば園地から果して八十三萬萬の租税が舉がつたかといふに、此れは、明かに過大で、同じ新論に見える一般の租税の總額に比較して見ても到底事實とは受取られない。顧ふに八十三萬萬は山川園池市井の租税等少府の收入の總額であるが、山川市井等を省略して單に園地と云つたのであらう。園地の地は、太平御覽にも困學紀聞にも、同じく地に作られて居るから、宋本の新論は左様であつたに相違ないが、園地といふ語は少しく雅馴でない。私は園地は初め園池に作られたのであつて、其れが後漢から宋に至る間に誤られて園地となつたのではないかと疑ふ。山川園池市井等を代表せしめるにも園地よりも園池の方が適當であることは論ずるまでもない。

四 市井の税

前にも述べた如く平準書に市井租税とあるのを漢書食貨志には市肆租税に作つて居る。漢官舊儀には單に市税とある。孰れも市から取立てる租税を意味することは申すまでもない。偕て市の税はどんな仕組に依つて取立てられたであらうか。漢書卷八何武傳には

武兄弟五人皆爲郡吏郡縣敬憚之。武弟顯家有市籍。常不入縣數負其課。市畜夫求商捕辱顯家。顯怒欲目吏事中商。武曰。吾家租賦繇役不爲衆。先奉公吏。不亦宜乎。(略下)

とある。漢代に於ては市中の商人を市籍に登録して之を取締つたのであつて、漢書食貨志下の武帝が輶車繒錢等の新税を起した條にも

賈人有市籍及家屬皆無得名田。目便農。

と見えて居る。何武傳の市籍租なるものは、即ち此の市籍あるものから徴收する租税に外ならぬ。當時城邑に於ては、市を開く場所が一定して居たので、例へば長安には東方に三市があつて東市と呼ばれ、西方に六市があつて西市と呼ばれたことが三輔黃圖に見える。さうして商人に市籍のあるものとなひものと二種あつたことは、食貨志の同じ條に

諸賈人末作貨貨、賣買居邑、貯積諸物、及商目取利者、雖無市籍云云。

の文句があるに依つて明であるが、市籍の有無は、顧ふに市場の區域内に店舗を開いて營業すると、市場に店舗を持たず、其の區域以外に於て專營業するとの區別から起つたであらう。随つて市籍とは市場内に店舗を營む商人の籍で、市籍租とは市場内に店舗を營む商人から

納める租税と見なければならぬ。漢代に於ては商業が頗盛で、豪商富賈が多く、市場は到處に繁昌したのだから、市籍租の収入は随分巨額に達したであらう。市籍租は所謂市井の租税の全部ではないが、其の最主要なものであつたことは疑を納れない。

(註六) 此の文は史記平準書にも見える。無論史記の方が本で、漢書は此れに據つたのであるが、今の史記には皆無得籍名田とある。此の籍の字は明に衍文で、漢書の如く此の字の無い方が善い。私が史記を引かないで漢書を引いたのは此の爲である。

市には普通の市場に於て行はれるもの、外、特殊の場所に於て行はれるものがあつた。其の一つは軍市であつて、軍市からは軍市租といふものが取立てられた。史記百卷二張釋之馮唐列傳の馮唐が文帝に對へた言葉に

臣大父言、李牧爲趙將、居邊軍市之租、皆自用饗士、賞賜決於外、不從中擾也、委任而責成功、故李牧乃得盡其知能。(中略)今臣竊聞魏尚爲雲中守、其軍市租、盡以饗士卒、私養錢、五日一椎牛、饗賓客、軍吏舍人、是以匈奴遠避、不近雲中之塞。(略下)

と見え、索隱に軍市之租を解して

案謂軍中立市、市有稅、稅卽租也。

とある。蓋軍市とは士卒の需要に應ずる爲軍中に立てられた市であつて、其市に集まり來つた商人から徴收される租税が軍市租である。右馮唐傳の文に依れば、趙の李牧、漢の魏尚俱に軍市租を以て士卒を犒つたのであるから、軍市租の徴收は少くとも戰國の末から行はれ、繼續して漢代に至つたのであらう。さうして士卒饗應の費に充てることを聽すのは特

別の恩典であつて、原則としては市籍租と同様、少府に交付さるべきものであつたらう。漢書^{卷七}胡建傳に、建が武帝の天漢中京師北軍の軍正丞を守つた時の事を述べて、

時監軍御史爲姦。穿北軍壘垣。目爲買區。建欲誅之。迺約其走卒。(略)遂斬御史。(略)

とある。買は注に師古曰。坐賣曰買。爲買物之區也。區者小室之名云云。とある如く小さい物賣り場であらう。監軍御史は買區を作つて商人から賄を貪つたであらうが、遂に胡建の爲に殺されてしまつた。此の出來事に依れば京師の南北軍には軍市はなかつたやうである。

此れは京師のやうな大都會では、特に軍市を設ける必要がないからであらう。軍市は主として僻地の駐屯軍に設けられたであらう。さうして中央の軍隊でも、地方に出征した際に、臨時に軍市を置いたことは、後漢書^{卷五}祭遵傳に

光武愛其容儀。署爲門下史。從征河北。爲軍市令。

とあるに依つて察せられる。

軍市の外獄市といふものがあつた。史記^{卷五十四}曹相國世家に、曹參が齊の相を罷めて京師に歸る時の事を叙して

屬其後相曰。以齊獄市爲寄。慎勿擾也。後相曰。治無大於此者乎。參曰。不然。夫獄市者所以并容也。今君擾之。姦人安所容也。吾是以先之。

とあるが、獄市は齊のみならず、他の郡國にも行はれたことゝ思はれる。獄市に租税があつたかどうか、徵すべき記載がないが、何しろ獄市の事であるから、税などかけなかつたのかも

知れぬ。

五 口 賦

所謂山川園池市井の税の外、少府に屬する租税としては、尙ほ口賦を擧げなければならぬ。漢は高祖の四年以來算賦といふ名稱の下に、人頭税を徵收することとし、十五歳以上五十六歳以下の民一人毎に錢百二十を出さしめたのであるが、此外口賦といふものを十五歳未満の幼年から取立てた。口賦は一つに口錢又は口賦錢ともいふ。口賦口錢のことは漢書昭帝本紀元鳳四年及元平元年の詔並に宣帝本紀五鳳三年の條に見えるが、唯之を減じたとか何年間之を免除したとかいふことだけで、其税法の詳細を知ることが出来ない。幸に昭帝本紀元鳳四年の條の顏師古の注及後漢書光武本紀下建武二十二年の條の章懷太子の注に引かれた漢儀注(註)の文に依つて之を窺ひ得られる。顏注には

如淳曰。漢儀注。民年七歲至十四。出口賦錢。人二十三。二十錢。以食天子。其三錢者。武帝加口錢。以補車騎馬。

とあり、章懷太子注には

漢儀注曰。(略中)又七歲至十四歲。出口錢。人二十。以供天子。至武帝時。又口加三錢。以補車騎馬。とある。双方とも節録したもので漢儀注の原文其儘ではないから、字句に多少の相違はあるが意味は全く同様である。此れに依れば七歳以上十四歳以下の民から錢二十三を取立て、二十錢を天子の供養に用ひ、三錢を車騎の馬の費用に充てたのである。車騎の馬は匈奴

征伐に使用されるのだから、其費用として取立てられる三錢づゝは、少府に屬せずして大司農に屬し、少府の收入となるのは二十錢づゝに止まつたと解釋しなければならぬ。漢書昭帝本紀元鳳二年六月の詔に

朕聞百姓未贍(略中)其令郡國毋斂今年馬口錢。

とあつて馬口錢といふ名稱が見える。此の馬口錢に就いては、古來學者の解説が區々であるが、武英殿聚珍版漢官舊儀の按文に

蓋自元狩四年以來、縣官錢少、買馬難得、於是、有馬者籍之、且于口賦之外增三錢、以補車騎馬之用、所謂馬口錢者此也。

と云ひ、車騎の馬に充つべき三錢を馬口錢と解したのが最妥當であらう。斯く同じ口錢でありながら、特に馬口錢の名目を設けて固有の口錢と區別したのは、一つは其の歸入する所の官廳が相異なつた爲であらう。倍て上に掲げた漢儀注の文に據れば、口賦は漢の初期少くとも武帝以前から存在したもので、武帝は唯之を増額し、從來錢二十のものを二十三に改めてたに過ぎないのである。然るに漢書卷七十二貢禹傳には

自禹在位(御史大夫に任ぜられたことを斥す)數言得失、書數十上、禹目爲古民亡賦、算口錢、起武帝征伐四夷、

重賦於民、民產子三歲則出口錢、故民重困、至於生子輒殺、甚可悲痛、宜令兒七歲去齒、乃出口錢、年二十廼算(略中)天子下其議、令民產子七歲廼出口錢、自此始。

とある。此れに依れば、口賦は武帝に始まるやうである。武帝以來三歲にして口賦を出さ

しめることゝ爲つて元帝の時に及び、元帝の時貢禹の奏請を容れ、七歳にして始めて口賦を出すことに改められたのである。貢禹の時代と漢書編纂の時代とは相接近して居るから漢書の撰者は相當確實な資料に據て貢禹傳を書いたであらう。随つて貢禹傳の記事は大體信憑すべく、元帝の時口賦を七歳以上に課することになつたといふことも事實と認めて宜しからう。果して然らば漢儀注に載つて居る民年七歳至十四出口賦の一句は漢家舊來の制度ではなく、元帝改正以後の法で、其れまでは三歳以上に對して口賦を課したと認めなければならぬ。但し口賦の起源に至つては貢禹の時代と大分かけ離れたことであるから、それに關する貢禹の言が事實を傳へて居るかどうかは自ら別問題で、一概に信ずることは出來ぬ。貢禹は古民亡賦算口錢起武帝征伐四夷重賦於民と云ひ、算賦口賦俱に武帝に權與するものゝ如く説いて居る。併し算賦が漢の高祖の四年八月に起つたことは漢書高帝本紀に明文があるから、之を武帝の創設に歸することは出來ない。即ち貢禹の言は此の點に於て誤つて居る。此れから推せば、口賦が武帝に起るといふのも頗疑はしいのである。且つ史記平準書や漢書食貨志には武帝の新税に就いてかなり委しく叙述して居るに拘はらず、一言も口賦のことに及ばない。若し口賦が眞に武帝の創設であるならば、平準書や食貨志の起稿される時に、之を書込むことが全然省略され、若しくは忘却されようとは考へられない。想ふに口賦は漢の初から存在したのであらう。漢書食貨志上の董仲舒の言には

至秦(略中)田租口賦鹽鐵之利二十倍於古。

と云ひ、口賦の秦代に行はれたことを傳へて居るが、漢は蓋秦制を踏襲して、國初の頃から口賦を行つたのであらう。算賦のことが董子の言に見えないのは、省略されたに過ぎないので、此れも秦の遺制であらう。さうして算賦口賦の二つは漢の初に相前後して實施されたであらう。唯算賦は施行の年月が明白であつたのに引換へ、口賦は施行の年月が明でない爲、後世に至つて異説の起る餘地を剩したのであらう。要するに口賦の起源に就いては、實禹の説は取り難いのであつて、漢儀注に暗示された如く、國初以來存在したものと認めて差支あるまい。さうして武帝に至つては其額を増加したまでであらう。但し貢禹は武帝が三歳以上に口賦を課したと述べて居るが、武帝以前には今少し成長してから賦課する定めであつたのを武帝が繰上げて三歳からとしたのかも知れない。さうして其れは、鹽鐵の税を少府から大司農に移した爲、少府の收入の減少したのを補充する手段の一つであつたかも知れない。武帝が口賦を創設したといふ説は、税額を増したり賦課年限を繰上げたり、口賦の制度に種々の變更を加へた結果かとも思はれる。

口賦收入の總額はいくらか揣摩することが出来る。漢書地理志下に平帝元始二年に於ける天下の人口として五千九百五十九萬四千九百七十八といふ數字を擧げて居る。此れを假りに六千萬人とし、七歳以上十四歳以下のものが其の五分の一即ち千二百萬人を占めるとすれば、此れから納める二十錢の口賦の總計、即ち少府へ收まる口賦の總計は、錢二億四千萬となる。又三歳以上十四歳以下のものから口賦を取立て、其れが假りに全人口の三分

の一を占めるとすれば口賦の總計は錢四億となる。粗笨な計算ながら之に依つて大體の見當は附かう。

(註七)

漢儀注は漢儀の注ではなく、漢の儀注と讀むべきである、儀注とは典禮制度を記述したものと名稱で、隋書經籍志や新舊唐書の藝文志などには、儀注といふ一目を設けて居る。漢儀注は夙に亡びたるものと見えて隋書經籍志にも載つて居ない。併し曹魏の人たる如淳が屢此の書を引用したのを見れば、其れが後漢人の作であることは疑を納れぬ。

(註八)

本文に引いた漢儀注と略同様の文が聚珍版漢官舊儀にも見える。即ち算民。年七歲以至於四歲。出口錢。人二十三。以食天子。其三錢者。武帝加口錢。以補軍騎馬。通稅とある。前にも一寸述べた如く漢官舊儀は一たび散佚し、後更に蒐輯されたもので、其の内容は隨分不整頓であつたらしく、聚珍版の提要にも此本舊時失於釐正。首尾序次錯糅。文字至誤脫不可。今據史文。要勘云云と述べて居るが、現に此の弊を全く脱して居ない。右の文中に於ても以食天子の上には確に衍文であつて、按文にも按句首脫二十錢三字とある。又軍騎馬の下に連稅とあるのは確に衍文であつて、按文にも前後漢書並無以口錢補連稅之文。連稅乃逐年收實。不備口賦錢補也。此條所云。以補軍騎馬連稅。當是明時校錄者。緣光武紀建武二十二年口賦連稅勿收實一條注中引漢儀注。連連稅二字而誤と見える。光武紀建武二十二年南陽地震の條、罹災者賑恤の詔の中に、其口賦連稅而廬宅尤破壞者勿收實とあつて、章懷太子注には、本文に引用した漢儀注の文を載せて以補軍騎馬に至り、其次に、別に連稅謂欠田租也と述べて居る。即ち連稅云云は章懷太子自らの注釋であつて、漢儀注の文でない。然るに明時漢官舊儀を校録したるものが、諸書を參照する際口賦に關する舊儀の記載と儀注の其れとが類似して居り、且つ後漢書注に引かれた儀注の文に接して連稅の二字があつた爲、遂に誤つて連稅の二字を儀注の文と見做し、更に舊儀の中へ引入れてしまつたのであらう。要するに口賦に關する

る舊儀の記載は雜駁且つ粗漏であるから、私は之を本文に引用することを避けたのである。

六 苑囿池籓の收入

苑囿池籓の收入も帝室財政の財源の一つである。苑囿は單に苑といひ、時としては園とも呼ばれる。漢代の苑に二種ある。一つは牧場で、一つは離宮のやうなものである。太僕の苑三十六所西邊北邊に分布し、馬を牧養したといふことが、景帝本紀中四年の注に引かれた漢儀注に見えるが、此れは申すまでもなく牧場である。上林苑甘泉苑などは離宮やうのもので、單に苑と呼ばば此の方を意味することが多い。蓋苑の原義は鳥獸を養ふ場所であつたであらうが、一轉して山林池沼のほとりに鳥獸を養ひ、其の間に宮殿亭榭を建て、以て狩獵を行ふべく、以て逍遙遊息すべき場所をも苑と呼ぶに至つたであらう。私の今説かうとするのは此の狩獵逍遙遊息の場所たる離宮やうの苑である。漢の苑には規模の頗大さいものが多い。三輔黃圖九卷四に依るに當時上林苑甘泉苑御宿園思賢園博望苑西郊苑樂遊苑宜春苑等があつた。上林苑は舊と秦の苑で、秦が亡びてから大分廢れて居たのを、武帝の時更に改造し擴張したものであつて、東南の方藍田縣から起り、南山に沿うて西の方藍屋縣に及び、北は槐里縣なる黃山を包み、渭水に沿うて東に向ひ、其の周圍三百餘里に亙り、苑中の宮殿七十餘所、山もあれば川もあり、池沼森林もあり、無數の禽獸を養つて、秋冬には天子臣僚を率ゐて射獵を行ひ、又群臣や遠方から獻じた名果異卉が三千餘種も其中にあつたといふとてある。其の盛であつたとが想ひやられる。甘泉苑は更に廣大で周圍五百四十里と傳へら

れる。其他の苑は甘泉上林に比して餘程規模が小さかつたやうである。此等の苑は離宮であり遊園であり狩獵場であり、又動物園であり植物園であり、其外色々の性質を具へたものであるが、就中注意すべきは經濟的の要素である。上に述べた如く苑中には無数の禽獸が棲息し且つ繁殖した。此れは狩獵の樂に備へるばかりでなく、宮廷日常の食料に供し、又祭祀の犠牲とし賓客の饗宴に用ひ群臣の賜與に充てることが出来る。又苑には果樹が多かつた。此れも禽獸と同様宮廷で用ひてもよく、群臣に賜はつてもよい。西京雜記には

初修上林苑。群臣遠方各獻名果異樹。亦有製爲美名。以標奇麗。梨十。紫梨青梨實大芳梨實小大谷

梨細葉梨。縹葉梨金葉梨出琅郡王野家。瀚海梨出瀚海北。東王梨出海中。紫條梨。棗七。弱枝棗玉門

棗棠棗青華棗。榜棗赤心棗西王棗出真。栗四。侯栗榛栗。瑰栗。嶧陽栗嶧陽都尉曹龍所獻大如。桃十。秦桃

榘桃。緇核桃金城桃。綺葉桃紫文桃霜桃籍下。胡桃出西域。櫻桃含桃。李十五。紫李綠李。朱李。黃李

青綺李。青房李。同心李。李車下李。含枝李。金枝李。顏淵李魯。羌李。燕李。蠻李。侯李。奈三。白奈。紫奈

花紫綠奈花綠。查三。蠻查。羌查。猴查。檉三。青檉。赤葉檉。烏檉。棠四。赤棠。白棠。青棠。沙棠。梅七。朱梅

紫葉梅。紫花梅。同心梅。麗枝梅。燕梅。猴梅。杏二。文杏材有蓬萊杏(略下)

と云ひ、珍奇な果樹の多かつたことを述べて居る。西京雜記は南北朝時代の人が晋の葛洪並に漢の劉歆に附託して作つたものらしいが、其の記事に多少の根據はあらう。随つて右の文も上林果樹の盛を想像する一つの材料にはならう。又三輔黃圖卷四に依れば上林苑の中には麋池牛首池蒯池積草池東陂池西陂池當路池大臺池郎池牛首池の十池があり、此外武

其山出玉石金銀銅鐵豫章檀栢異類之物不可勝原。

とある。此れに依れば礦物や材木も随分出たやうである。要するに上林苑をはじめ諸所の苑にはいろ／＼の物を産出したので、此れを金に見積もれば少からぬ高に達したのであらう。

註(九)

三輔黃圖は撰人の氏名が傳はらず、且つ編述の時代も明でないが、其の原本が少くとも後漢末に出來たことは、魏人たる如淳の漢書注に引用されてあるに依つて知られる。さうして其の後幾たびか散佚し且つ改修された結果、今本は原本と大分面目を異にして居るらしい。(四庫全書總目卷八十二及漢魏叢書黃圖王謨跋文參照)。併し、兎に角漢人の作が根柢となつて居るのだから、漢制の研究者に取つては輕んずべからざる資料であらう。

註(十)

四庫全書總目卷百四十參照

次に池籩の事を一言しなければならぬ。漢書に池籩といふ文竹の見えるのは宣帝本紀地節三年十月の條に

詔池籩未幸者假與貧民郡國宮館勿復修治。(下略)

とあるのが初であるが、籩に就いては注に

蘇林曰。折竹以繩縣連。禁籩使人不得往來。律名爲籩。服虔曰。籩在池上作室。可用棲鳥。鳥入中則捕之。應劭曰。池者陂池也。籩者禁苑也。臣瓚曰。籩者所以養鳥也。設爲藩落。周覆其上。令鳥不得出。猶苑之畜獸。池之畜魚也。師古曰。蘇應二說是。

とあつて解釋が區々である。應劭は禁苑と解して居るが、此れは許慎の説文竹部に

籩禁苑也

とあるのと正に符合する。蘇林の説も歸する所は之と同一であらう。服虔臣瓚二家は之と頗異なり、鳥を養ひ若しくは捕へる設備と解して居る。此の二つの解釋は孰れが正しいかといふに、私はどちらにも間違つて居まいと思ふ。蘇林等のいふ如く、竹を折り繩で結び連ねた所の宮廷用地も籩といつたであらう。蘇氏は律まで引いて説明して居るから間違つては居まい。且つ竹冠りと禦の字から成る此字の結構から考へても蘇氏の説は首肯し得られる。併し三輔黃圖には

上林中池上籩五所。

とあつて、籩といふものが水の上に設けられたことも事實らしいから、服虔や臣瓚の解釋も正しいとしなければならぬ。畢竟籩といふ文字は禁苑を意味することゝ、水禽捕獲の設備を意味することと、二つあるのであるが、池籩と熟字された場合には、服虔や臣瓚の如く水禽捕獲の設備と解するのが適當であらう。尙ほ服虔は可用棲鳥、鳥入中則捕之と云ひ、臣瓚は專鳥を養ふものゝやうに云つて居るが、服虔の解釋が完全であらう。要するに池上に藩落を設けて、鳥を捕へ且つ養ふやうにしつらへたものが、即ち宣帝紀の池籩に外ならぬ。此の池籩なるものは、上林苑中の其れの如く、苑内に設けられたものも多かつたのであらうが、苑圍以外に於ても水禽の多い場所には同じく之を設けたやうである。地節三年の詔に民に假すとあるのは、民に假すには先づ苑外のものから始めるのが順序であることに徴し、又未

だ幸せざる池籟といふものは主として苑外のものであるべきことに鑑みて、此れを苑圍以外の池籟少くとも主として苑圍以外の池籟であつたと解釋して差支あるまい。又元帝本紀初元二年三月の條には

〔詔罷黃門乘與狗馬水衡禁園宜春下苑少府飲飛外池嚴籟池田假與貧民。〕

とある。此の文中少府飲飛外池とあるのは、少府所屬の飲飛と呼ぶ射士が鳥を捕へる池で、外池と特に外字を置いたのは、其れが苑圍の外にあるからであらう。さうして恐らくは或る一つの池を斥したのでなく、射獵場と定められた幾つかの池を謂ふのであらう。嚴は籟と同義で、説文竹部に

籟、獵射者所蔽者也。

とある如く、弋射を行ふ射士の身を隠す爲に設けた植込で、池沼の畔にあるものであらう。池田といふのも池の傍にある公田を斥すのであらう。即ち嚴籟池田とは池畔にある水禽捕獲の設備並に其の附近の公田であるが、此等のものは必しも總べて或一個所の地點に集つて居るのではなく、池沼の畔に或は嚴あり或は籟あり、或は併せて公田もある所の數々の場所を一括して斯く呼んだのであらう。さうして其の多くは苑圍の外に在つたのであらう。以上宣元二帝紀の文に依つても、漢代には池籟などと呼ばれた御料獵場が存在し、且つ其れがかなり多數に上つたらしいことが認められるのである。

註(十一) 上林中池上籟五所とは漢書百官表上少府の注に顔師古が三輔黃圖の文として引いたも

のである。今の黄圖にはない。唐以後佚したのであらう。

池籩は元來帝室御料の魚鳥特に水禽の捕獲を目的とすること言ふまでもなく、又時として貧民振恤の手段に用ひられたことは、上に引いた例文に依つて知られるのであるが、此の外收入を得る爲人民に假されたことを閑却してはならない。鹽鐵論園池篇には

大夫曰諸侯以國爲家其憂在內天子以八極爲境其慮在外故字小者用菲功巨者用大是以縣官開園池總山海致利以助貢賦修溝渠立諸農廣田收盛苑囿太僕水衡少府大農歲課諸入田收之利池籩之假及北邊置任田官以濟諸用。

とあつて池籩之假といふことが、主なる財源の一つとなつて居る。随つて所謂假といふのは無償でなく相當の報償を取るものであつたことは明である。又同じ篇の文學の言に

今縣官之多張苑囿公田池澤公家有郭假之名而利歸權家。

とある。郭とは同書錯幣篇に吳王鄣海澤の郭と同義で獨占といふに近い。郭假之名とは或は土地を獨占壟斷し、或は假して料金を取り、巨大の利益を收めるといふ評判といふことに外ならぬ。又文學の言に

先帝之開苑池籩可賦歸之於民縣官租稅而已假稅殊名其實一也如是匹夫之力盡於南畝匹婦之力盡於麻枲田野辟麻枲治則上下俱衍。

とある。此の文中開とあるは開設開立でなく開釋開放の意味である。又可賦歸之於民の可は恐らくば衍文で此れを削らなければ文意が通じない。賦歸の賦は漢書昭帝紀元鳳三

年の條に罷中卒苑賦貧民の賦と同様分ち與へるの義と思はれる。さうして全體の意味は、先帝即ち武帝の苑圃池籩を開放した時には之を民に分ち與へ、假すといふのは名義ばかりで、其實民の所有地同様とし、縣官は之から普通の租税を取るだけであつた。即ち當時は假と税とが同一で、現今のやうに假の場合には何處までも民田と區別し、重い負擔を課するのは大に相違して居たので、其爲田野が善く辟けたといふことである。此等の例に依れば、漢代に於て池籩其他を民に貸す場合には料金を取るのが原則であり、斯くして民に貸渡される池籩は相當多數で、其れから擧がる収入は少からぬ額に達したことが認められる。さうして民に貸して料金を取ることを假と云ひ、假は殆近代の租と同じ意味に用ひられたやうである。上に掲げた宣帝地節三年並に元帝初元二年の詔に假與貧民とあるのは、貧民救恤の場合であるから、無償で貸すことゝ見なければならぬ。併乍ら單に假と言へば有償を意味するのが普通で、無償の場合には、元帝本紀初元元年四月の詔に

江海陂湖園池屬少府者、假貧民勿租賦。

とある如く、特に租税を免除することを斷はるのが本當であつて、地節三年及初元二年の詔にも其の實際の正文には恐らく斯様な文句があつたのであらう。

尙ほ苑圃に就いて一言申添へて置きたい。右に引用した鹽鐵論園池篇の文には苑圃を池籩其他と並んだ一大財源と認めて居る。此れは前に述べた如く魚鳥果物等産物の豊富であつた爲なのは勿論であるが、此の外苑中の田地や池籩を民に假して料金を取る場合を

も含むのであらう。或苑園例へば上林苑の如きに於ては、其中に耕地も少からずあつたやうである。上林苑は七八縣に亙る廣大な區域であるから其中には原と多くの民田があつた。武帝が苑を設ける時民田が其儘存在しては邪魔になるから、民を立退かせ、別に他縣に於て土地を興へたことが、漢書東方朔傳に見えるが、併し恐らくは其の民田を全部潰して園林としたわけではなく、随つて民も悉立退いたのではなく、中には留つて官佃として耕作に従事したのもあらう。園池篇には武帝が苑園池籩を賦して民に歸したとあるから、上林苑に於ても、一旦民から回收した土地を再び民に貸下げたやうなこともあらう。又民を募つて新に苑内の隙地を墾耕させたやうなこともあらう。續漢書百官志少府上林苑令の條に

主苑中禽獸、頗有民居、皆主之。

とあるが、此の頗有民居といふのは、苑内の公田を假りて耕作するものが少からずあつた結果であらう。要するに上林をはじめ大きい苑園には耕地も相當にあつて若干の貸賃即ち小作料が上つたことを認めなければならぬ。

七 公田の收入

公田の小作料も亦帝室財政の收入の一つに數へられる。公田には少府及水衡に屬するものと大司農及其他の官署に屬するものとあつたのであるが、此處に擧げるのは勿論少府水衡所屬の公田である。前項に述べた如く、苑園の中にも公田があつたが、苑園以外にも少

府水衡に屬する公田が少からずあつたやうである。凡公田は漢の初期から存在したのではあらうが、其の特に増加したのは、武帝が市籍ある商人の土地所有を禁じ、又繒錢に算を課し、此の禁を犯し若しく脱税を企てたもの、財産を没入することゝした後であつて、此の結果民間から沒收された田土が頗夥しく、大縣では數百頃、小縣では百餘頃にも及んだと史記平準書に見える。斯くして沒收されて公田と爲つた土地は、少府水衡大司農大僕等に分配され管理されたので、平準書には之を述べて

水衡少府大農太僕各置農官。往往郡縣比没入田之。
と云つて居る。尙ほ鹽鐵論園池篇にも

太僕水衡少府大農歲課諸入田收之利。

と云ひ少府大農等に土地に因る收益のあつたことを述べて居る。沒收されて公田となつたもの、外、其の他の理由、例へば開墾等に因つて公田となつたものもあつたであらうが、未だ適當な例證を見出さぬ。史記河渠書には武帝が河東の渠田を開いたことを述べ、其の次に

數歲河移徙。渠不利。則田者不能償種。久之河東渠田廢。予越人。令少府以爲稍入。索隱曰其田既薄。越人徙居者習水利。故與之。而稍少其稅。入之于少府。

とある。此れもあまり面白い例ではないが、兎に角沒收以外の理由で少府所屬の公田の出來た一例である。當時民間では、富豪兼并の田土は、小作人に耕作せしめて小作料を取立て

たのであつて、其の小作料は假とも呼ばれたことは、漢書食貨志上並に同書卷九中九王莽傳に引かれた莽の令に

漢氏減輕田租三十而稅一。常有更賦。罷滌成出。而豪民侵陵。分田劫假。師古曰分田謂貧者無田也。劫者富人劫奪其稅。侵欺之也。厥名三十。實什稅五也。

分其所收也。假亦謂貧人質富人之地也。劫者富人劫奪其稅。侵欺之也。厥名三十。實什稅五也。
とあるに依つても知られる。假が小作料を意味したのは、前項に述べた池籩を假すの意義から考へても首肯されることである。同じく食貨志上の董仲舒の言には

至秦略中或耕豪民之田。稅見十五。

と云ひ秦代に於ける小作料の高率であつたこと説いて居るが、漢代の其れも決して低率でなかつたことは、王莽の令に假を劫すとあるに依つても察せられる。願ふに少府水衡に屬した公田は、豪民の田と同様、民をして小作せしめ、小作料即ち假なるものを徵收したであらう。さうして其の小作料は縦令多少の例外があつたにせよ、一般の田租に比較すれば、高率であつたであらう。少府水衡の公田がどれ位あつたか詳でないが、平準書に見えた武帝没入の田の數から推せば、其の總面積は相當大きいものであつたらう。隨つて此れから擧がる小作料も少からぬ額に達したこと、思はれる。

八 獻物、酎金及湯沐の邑の租稅

天下の各郡國から、年々天子へ獻上物をすることが、國初以來行はれた。漢書高帝本紀下十一年二月の條に

詔曰、欲省賦甚。今獻未有程。吏或多賦。目爲獻。而諸侯王尤多。民疾之。令諸侯王通侯常目十月朝獻。及郡各目其口數。率人歲六十三錢。目給獻費。

とある。此れに依れば高祖の時、郡國の民から一人毎に六十三錢を收め、之を獻上物の費用に充てしめることとしたのである。所謂口數は、年齢を問はず、一切の生存者を斥すのか、或は算賦又は口賦上納の年限に達したものを斥すか不明であるが、兎に角六十三錢と言へば算賦の一半、口賦の殆三倍に當るから軽い負擔ではない。此れだけ徵收すれば立派な獻上物が出来たであらう。但し此の制が漢一代を通じて行はれたかどうかは詳でない。

諸侯王通侯は普通の獻上物の外、年々黄金を獻納する義務があつた。漢の朝廷では、毎年八月燒酎の出來た時、其れを獻じて宗廟を祭る例であつた。其の時諸侯王通侯をして祭を助けるといふ名義で黄金を獻上せしめた。故に之を名づけて酎金と謂つた。蓋諸侯王通侯が過大の財を蓄へるのを妨げ、又一つには朝廷を富ます手段であつたらう。酎金の検査は中々嚴重で、若し其の質なり量なりに不十分の點があれば重い處分を被つたことは、漢書武帝本紀元鼎五年九月の條に

列侯坐獻黄金酎祭宗廟不如法、奪爵者百六人。

とあり、如淳の注に漢儀注を引いて

如淳曰、漢儀注、諸侯王歲目戶口、酎黄金於漢廟、皇帝臨受獻金。金少不如斤兩色惡、王削縣、侯免國。

とあるに依つて知られる。史記平準書には此時の事情を稍詳に説いて

齊相卜式上書曰。臣聞主憂臣辱。南越反。臣願父子與齊習船者。往死之。天子下詔曰。(略中)今天下不幸有急。而式奮願。父子死之。雖未戰。可謂義形於內。(略中)布告天下。天下莫應列侯以百數。皆莫求從。軍擊羌越。至耐少府省金。如淳曰。省。視諸侯。金有輕有重也。而列侯坐耐金失侯者百餘人。

と云つて居る。蓋武帝が列侯の國事に冷淡なのを憤つて居た矢先であつたから、其の處分が特に殿しかつたらしい。此の文中最注意すべきは、少府省金と云ひ、少府が黄金の検査に當つたことを傳へた點であつて、此れに依れば諸侯王通侯の獻する黄金は少府へ收められ、帝室財政の收入に歸したと見て差支あるまい。更に續漢書禮儀志上、上陵の條の注を見ると丁孚の漢儀を引いて

丁孚漢儀曰。耐金律文帝所加。以正月旦作酒。八月成。名耐酒。因合諸侯助祭貢金。漢律金布令曰。皇帝齋宿。親帥羣臣。承祠宗廟。羣臣宜分奉請。諸侯列侯。各以民口數率。千口奉金四兩。奇不滿千口。至五百口。亦四兩。(十一)皆會耐少府受。又大鴻臚食邑九真。交趾日南者。用犀角長九寸以上。若瑋瑁甲一。鬱林用象牙長三尺以上。若翡翠各二十。準以賞金。

とある。此れは耐金を説いて最詳なものであつて、耐金律が文帝の時に設けられたこと、九真、交趾、日南、鬱林は黄金の代りに犀角、瑋瑁、象牙等を獻じたことなど耳新しい事を傳へて居るが、就中獻金の分量に關する記載を注意しなければならぬ。獻金の分量が侯國の人口に依つて定まるとは如淳の引いた漢儀注に諸侯王歲目、戶口耐黃金於漢廟とあるに依つて

も知られるが、此れは數字を缺いて居るので、數字を擧げたのは丁孚の漢儀だけである。丁孚の漢儀に依れば侯國の人口數を計り、千人に付四兩の割合に依つて獻金の高を算定し、千人未滿五百人以上の端數がくつついた場合には矢張四兩に算することゝ定められたのである。侯國の數は時に依つて増減したが、漢書地理志下に掲げられた平帝元始二年の調査に依れば二十國である。今試みに該地理志に依り各國の口數に照らして獻金の高を計算して見ると次の通りである。

| | | |
|-----|--------------|-----------|
| 趙國 | 口三十四萬九千九百五十二 | 金千四百兩 |
| 廣平國 | 口十九萬八千五百五十 | 金七百九十六兩 |
| 眞定國 | 口十七萬八千六百十六 | 金七百十六兩 |
| 中山國 | 口六十六萬八千八十 | 金二千六百七十二兩 |
| 信都國 | 口三十萬四千三百八十四 | 金千二百十六兩 |
| 河間國 | 口十八萬七千六百六十二 | 金七百五十二兩 |
| 廣陽國 | 口七萬六千五百五十 | 金二百八十四兩 |
| 菑川國 | 口二十二萬七千三十一 | 金九百八兩 |
| 膠東國 | 口三十二萬三千三百三十一 | 金千二百九十二兩 |
| 高密國 | 口十九萬二千五百三十六 | 金七百七十二兩 |
| 成陽國 | 口二十萬五千七百八十四 | 金八百二十四兩 |

| | | |
|--------------|--------------|---------------|
| 淮陽國 | 口九十八萬四千二百二十二 | 金三千九百六十四兩 |
| 梁國 | 口十萬六千七百五十二 | 金四百二十八兩 |
| 東平國 | 口六十萬七千九百七十六 | 金二千四百三十二兩 |
| 魯國 | 口六十萬七千三百八十一 | 金二千四百二十八兩 |
| 楚國 | 口四十九萬七千八百四 | 金千九百九十二兩 |
| 泗水國 | 口十一萬九千百十四 | 金四百七十六兩 |
| 廣陵國 | 口十四萬七百二十二 | 金五百六十四兩 |
| 六安國 | 口十七萬八千六百十六 | 金七百十六兩 |
| 長沙國 | 口二十三萬五千八百二十五 | 金九百四十四兩 |
| 總計金二萬四千七百八十兩 | | 即金十二石三鈞十八斤十二兩 |

右の如く二十國の獻金の總高は二萬四千七百八十兩即ち十二石三鈞十八斤十二兩で、此れだけの金が一ケ年に少府へ收まるわけである。物部觀の衡考では漢の一兩を日本の貳錢玖分陸厘貳毫餘として居るが、假に二錢九分と見て、右獻金の重量を換算すると、七十一貫八百六十二錢となる。又漢代に於ける金銀比價の原則たる一斤(十六兩)即ち萬錢の割合に依て換算すれば錢千五百四十八萬に當る。

註(十二) 丁孚の漢儀は通典卷五十二吉禮上陵の部の注にも引かれ、其文は續漢志注に引かれたのと大體同様である。但し續漢志には奇不滿千口。至五百口。亦四兩。皆會耐とあり、通典には

亦四兩の三字を缺いて居る。此れは勿論通典が誤りて、續漢志注が正しい。通典に依れば文義が通じない。

天子の湯沐の邑から擧がる一般の租税も亦帝室財政に屬したであらう。併し湯沐の邑なるものは、主として公主其他の婦人に授けられるものであつて天子の湯沐の邑に關しては、唯漢書高帝本紀下、十二年の條に高祖が其の故郷たる沛縣を以て湯沐の邑とし、其の民の力役を免除したことが見えるばかりである。高祖が沛を湯沐の邑としたのは、故郷の民を優遇し、其の負擔を輕うする爲であつたけれども、既に湯沐の邑となつた以上は、其の租税は少府へ收まつたであらう。

帝室財政の收入は、以上述べ來つたところで、略盡し得たと考へる。

（以下次號）

高麗恭愍王朝の東寧府征伐に就いての考

池 内 宏

一 序 言

二 第一回東寧府征伐——兀刺山城攻撃